

倉吉市上下水道局企業管理規程第3号

倉吉市上下水道局職員就業規程及び倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局職員就業規程及び倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(倉吉市上下水道局職員就業規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局職員就業規程(昭和57年倉吉市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第17条 削除	<u>(職員の再任用)</u> 第17条 職員の再任用については、倉吉市職員の再任用に関する条例(平成25年倉吉市条例第21号)に定めるところによるほか、倉吉市職員の再任用に関する条例施行規則(平成25年倉吉市規則第24号)の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「公営企業の管理者の権限を行う市長」と読み替えるものとする。

(倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(短時間勤務職員の給料) 第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「 <u>育児短時間勤務職員</u> 」という。)の給料月額については、給与条例第4条の2第1項に規定する <u>育児短時間勤務職員</u> の例による。 2 前3条の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、給与条例第4条の2第2項に規定する <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の例による。	(短時間勤務職員の給料) 第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「 <u>育児短時間勤務職員</u> 」という。)の給料月額については、給与条例第4条の2第1項に規定する <u>職員</u> の例による。 2 前3条の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、給与条例第4条の2第2項に規定する <u>職員</u> の例による。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 倉吉市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年倉吉市条例第26号）附則第6項の  
暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。